

さいたま市告示第341号

さいたま市図書館複写サービスにかかる複写料金の収納業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により下記のとおり告示する。

令和8年2月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 業務名

さいたま市図書館複写サービスにかかる複写料金の収納業務

2 指定公金事務取扱者

(1) 名称 大宮クロスポイント株式会社

(2) 住所又は事務所の所在地 さいたま市大宮区桜木町1丁目10番地16

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和8年2月3日

4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託する日

令和8年4月1日

5 委託する期間

令和8年4月1日から令和21年3月31日まで

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市教育委員会中央図書館管理課企画・調査係

(2) 電話 048(871)2176